

## 第23期佐世保市農業委員会第7回総会議事録

1 開催日時 平成29年12月26日(火)13時30分から16時30分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手源一郎	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員(なし)

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	吉井地区	近藤 博
三川内地区	中里 政義	世知原地区	岩佐 孝
早岐地区	久野 利幸	宇久地区	菅 徳雄
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
佐世保地区	加藤 照明	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	山口 英男
大野地区	牟田 昇		

6 欠席推進委員(1名)

相浦、九十九地区 伊賀崎典正

7 農業委員会事務局職員

事務局主幹 中里 忠義  
事務局副主幹 坂井 通利

事務局主査 博多屋 孝昭  
事務局主査 小村 貴光  
事務局主査 林 俊成  
事務局主任主事 牟田 雄介  
事務局主事 小宗 翔太

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第60号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第61号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第62号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更(全体見直し)に伴う意見聴取について  
第63号議案 農地改良届について  
第64号議案 非農地証明願について  
第65号議案 非農地通知について  
第66号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第67号議案 農用地利用集積計画(案)について  
第68号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について  
第69号議案 農用地利用配分計画(案)について  
第70号議案 佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について

報告1 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告2 農地転用許可不要案件の受理について  
報告3 裁判所及び法務局への農地現況回答について  
報告4 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について  
報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について

## 8 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第7回総会を開会いたします。一、開会。①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。新体制となりまして、早いもので半年が経過しようとしています。私自身もようやく議事進行に慣れてきたように思います。

また、今年も間もなく終わりとなります。皆様方におかれましては、ご家族お揃いで輝かしい新年を迎えられますよう祈念いたします。

本日もたくさんの議案がございます。慎重に且つ有意義に最後まで話し合いが進みますよう、

よろしくお願ひいたします。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願ひいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日欠席委員はございませんので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。なお、委員定数には関係ございませんが、相浦、九十九地区の伊賀崎典正推進委員が欠席です。以上です。

副会長 はい、それでは、③議事録署名人の指名をいたします。15番西尾政喜委員、16番赤木行秀委員、補充で17番松永信義委員にお願ひいたします。

議長 それでは議事に入ります。  
第60号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。第60号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。  
1番、鹿町地区。こちらは違反転用事案で県から簡易手続相当の案件と判断されたものの追認申請となります。申請者は記載のとおりです。申請地所在、鹿町町鹿町の2筆。地目は、登記畑、現況宅地。面積は2筆合計814㎡。転用目的は堆肥舎用地。施設は、堆肥舎1棟、建築面積180.5㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、北鹿町公民館より南西に約360mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は切土最高0.5m。擁壁を設ける。現在、地盤も安定しており、被害の恐れはない。日照通風は建物高を加減、7m。建物は隣接農地の西側に位置するため、被害の恐れはない。排水計画は雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付。建物平面図立面図添付。資金証明書添付。顛末書添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願ひいたします。1番、鹿町地区。

18番 18番の内野です。1番の案件について、12月23日に山口推進委員と申請者立ち合いのもと現地を確認しました。事務局説明のとおり違反転用で県から簡易手続相当の案件と判断されたものです。周辺に影響もなくやむを得ないと判断します。以上です。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 問題ないと思います。

議 長 では、この案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。以上の案件について賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第60号議案については許可相当として県に進達いたします。次に、第61号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい。第61号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、指方町。地目は、登記田、現況畑。面積は400㎡。転用目的は住宅用地。権利は、所有権移転(売買)です。施設は、住宅1棟、木造平屋建、延床面積107.65㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、鳥越公民館より南東に約270mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高0.5m。土留め工事をする。日照通風は緩衝地を設ける、4m。建物高を加減、4.8m。排水計画、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。物件移転補償契約書写等添付。佐世保農業振興地域整備計画の変更について写添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、提出があっています。都市計画法関係は連たん区域です。

2番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、下本山町の5筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は5筆合計1,329㎡。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転(売買)です。施設は、資材置場。耕作者なし。農地区分は、農振外、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、下本山町公民館より東に約600mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は切土最高2m。日照通風は建築物等は設置しないため、被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は許可不要です。

3番、小佐々地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、小佐々町楠泊の2筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は2筆合計531㎡。転用目的は一般個人住宅及び進入路。権利は、所有権移転(売買)です。施設は、住宅1棟、木造平屋建、延床面積110.96㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、神崎鼻公園より北東に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高0.6m、切土最高1.6m。擁壁を設ける。日照通風は建物高を加減、6m。排水計画、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書等添付。都市計画法関係は都市計画区域

外です。

4番、鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、鹿町町鹿町。地目は、登記田、現況田。面積は295㎡。転用目的は共同精米所用地。権利は、賃借権設定です。施設は、精米所、倉庫1棟、延床面積112㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内農用地。参考事項としまして、こちらは、田中バス停より南東に約70mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高1m。土留め工事をする。日照通風は建物高を加減、4m。排水計画、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。残高証明書添付。議事録添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2 番 2番の川上です。12月24日に北村推進委員と現地確認に行きました。周囲への影響もなく問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 特に問題ありません。

議 長 次に、2番、中里地区。

1 1 番 11番近藤です。12月24日に永田推進委員と現地を見てまいりました。周辺は山に囲まれていて問題ないものと思います。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

永田委員 特にありません。

議 長 次に、3番、小佐々地区。

1 6 番 16番赤木です。12月24日に松田推進委員と現地を見てまいりました。周辺の影響も少なく問題ないと思います。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

松田委員 特に問題ありません。

議 長 次に、4番、鹿町地区。

1 8 番 18番内野です。12月23日に山口推進委員と現地を見てまいりました。県道工事により現在の精米所等が立ち退きとなることから、今回の申請となっております。周辺への影響もないため問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 特に問題ないと思います。

議 長 この案件について何か質問等ございませんか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。以上の案件について賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第61号議案については許可相当として県に進達いたします。次に、第62号議案佐世保農業振興地域整備計画変更(全体見直し)に伴う意見聴取について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第62号議案佐世保農業振興地域整備計画変更(全体見直し)に伴う意見聴取について、ご説明します。

こちらは前回の総会時に資料をお配りしていたものに対する意見照会となっております。まず、今回の変更理由ですが、基礎調査の結果及び、経済情勢の変動その他の情勢の推移により、佐世保農業振興地域整備計画の変更を行うものとなっております。

次に計画変更を行う、筆数、面積についてですが、まず農用地からの除外を行うものは、非農地が565筆、55.3ha、荒廃農地B判定が256筆、21.3ha、小規模農用地が33筆、1ha、公共利用が187筆、6.2haとなっており、全体で1,041筆、84.0haを除外する計画となっております。また、編入については、68筆、4.1haとなっております。

農用地区域全体の推移としましては、前回の随時変更後が5,092.1haで編入による増が4.1ha、除外による減が84.0haで変更後は5,012.3haとなります。

5ページは地区別の集計表、6ページからが筆の内訳となっております。

各地区からのご意見を基に、農業委員会の意見として、佐世保市長に回答することとなります。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは地区ごとに除外、編入に対する地区担当委員の意見を求めます。まず針尾地区。

1 番 1番有馬です。針尾地区の除外及び編入について問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

原 委 員 特にありません。

議 長 次に江上地区。

2 番 2番川上です。自然荒廃等による除外で問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 問題ありません。

議 長 次に宮地区。

3 番 3番阿波です。除外及び編入に関して問題ございません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員 問題ないと思います。

議 長 次に三川内地区。

4 番 4番長谷川です。除外も編入も問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

中里委員 問題ありません。

議 長 次に早岐地区。私のほうから申し上げます。自然荒廃等による除外ということで、問題ありません。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

久野委員 問題ありません。

議 長 次に日宇地区。

6 番 6番浦です。除外について問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

磯本委員 特にありません。

議 長 次に佐世保地区。

7 番 7番川口です。山林化等による除外ですので問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

加藤委員 特にありません。

議 長 次に柚木地区。

8 番 8番小川です。除外することに問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

宮崎委員 問題ありません。

議 長 次に大野地区。

9 番 9番井手です。すべて荒廃しておりますので除外することに問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

牟田委員 委員報告のとおり問題ありません。

議 長 次に相浦、九十九地区。

1 2 番 12番富川です。除外について問題ありません。

議 長 次に吉井地区。

1 3 番 13番水口です。除外は山林化等であり問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

近藤委員 問題ありません。



議 長 次に世知原地区。

1 4 番 14番田中です。除外について問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

岩佐委員 特に問題ありません。

議 長 次に宇久地区。

1 5 番 15番西尾です。非農地化等による除外であり問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

菅 委 員 問題ありません。

議 長 次に小佐々地区。

1 6 番 16番赤木です。山林化等による除外で問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

松田委員 特に問題ありません。

議 長 次に江迎地区。

1 7 番 17番松永です。除外について問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

小川委員 問題ありません。

議 長 次に鹿町地区。

1 8 番 18番内野です。非農地化等による除外であり、問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 問題ありません。

議 長 この案件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし。

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第62号議案については、異議なしとして佐世保市長へ回答します。次に、第63号議案農地改良届について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第63号議案農地改良届について、ご説明します。

1番、江上地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在、有福町。地目登記田、現況休耕地。農地面積及び施工面積は871㎡。農地改良を必要とする理由は、日照、水捌けが悪く、水田に不向きなため埋め立て整地し、樹園地として利用する。参考事項としまして、こちらは上有福公民館から南西に約200mの位置にあります。作付計画は梅、柿。作付予定日は平成30年3月20日。工事期間は平成30年2月1日から平成30年3月20日まで。施工業者は記載のとおりです。土採取場所は指方町。土の種類は褐色森林土、黒ボク土。埋め立て高さは最高2m。土の量は1,300㎥。添付書類等は記載のとおりです。こちらは農振内白地です。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番江上地区。

2 番 2番の川上です。12月24日に北村推進委員と現地確認を行いました。周辺に影響もなく排水等も問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 問題ありません。

議 長 この案件について質問がある方はいらっしゃいますか。

原 委 員 受理後、ほんとに梅、柿が植えられるのでしょうか。後の確認はありますか。

事 務 局 はい、要綱で工事期間が6か月以内、1年以内の作付けと定めております。届出人には十分説明しご理解の上届出されています。また、作付後の写真を添付のうえ完了報告書を提出していただくようになりますので、報告書の写真にて作付確認をすることとしております。

議 長 ほかに質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし。

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第63号議案については、承認し、受理書を交付します。次に、第64号議案非農地証明願について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、第64号議案非農地証明願について、ご説明いたします。

1番日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は大塔町、地目は登記田、現況宅地、面積53㎡、願出の理由、昭和60年6月20日付、転用目的宅地で、農地法第5条届出受理済。昭和61年3月19日に目的どおり転用完成。現在も宅地として利用している。参考事項としまして、こちらは大塔第三公園より南西に約150m の位置にあります。市街化区域で事由の②-3-3に該当します。

2番日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は山祇町、地目は登記畑、現況宅地、面積181㎡、願出の理由、昭和26年頃には家屋が存在し、それ以降も引き続き宅地として利用している。現在も宅地として利用している。参考事項としまして、潮見小学校より北西に約200m の位置にあります。市街化区域で事由の②-1に該当します。

3番佐世保地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は赤木町、地目は登記田、現況宅地、面積62㎡、願出の理由、昭和20年以前より隣接地と共に宅地として利用している。現在も宅地として利用している。参考事項としまして、山の田水源池より東に約1200m の位置にあります。市街化調整区域で事由の②-1に該当します。

4番柚木地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は上柚木町、地目は登記田、現況宅地、面積129㎡、願出の理由、平成8年12月25日に現況宅地(公民館)として非農地証明発行済。現在も引き続き宅地(公民館)として利用している。参考事項としまして、柚木小学校より北東に約700m の位置にあります。市街化調整区域で事由の②-3-7に該当します。

5番大野地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は松瀬町、地目は登記田、現況雑種地、面積33㎡、願出の理由、昭和53年3月24日付、転用目的宅地造成で、農地法第5条許可済。昭和53年月日不詳に目的どおり転用完成。昭和53年12月から地域のごみ収集場として利用している。現在も地域のごみ収集場として利用している。参考事項としまして、池田池より西に約50m の位置にあります。市街化調整区域で②-3-4に該当します。

6番大野地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は松瀬町、地目は登記田、現況宅地、面積493㎡、願出の理由、昭和51年7月14日付、転用目的住家で、農地法第5条届出受理済。昭和51年月日不詳に目的どおり転用完成。現在も宅地として利用している。参考事項としまして、池田池より西に約50m の位置にあります。市街化調整区域で②-3-3に該当します。

7番小佐々地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は小佐々町小坂、地目は登記畑、現況宅地、面積84㎡、願出の理由、平成3年9月30日、農業用倉庫を建築し、倉庫敷地及び通路として利用開始した。平成29年12月14日、農地法施行規則第29条第1項第1号に基づく

報告書提出。現在も倉庫敷地及び通路として利用している。参考事項としまして、市営小佐々新田住宅より南に約500m の位置にあります。都市計画区域外で②-3-1に該当します。

以上7件です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 はい、今回7番小佐々地区の案件は大宅委員が申請を代行されていますので、先に審議します。大宅委員は一時退席願います。

～大宅委員一時退席～

議長 7番小佐々地区。

16番 16番赤木です。12月22日に松田推進委員と現地確認しました。特に問題はありません。

議長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

松田委員 問題ありません。

議長 はい、7番の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし。

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは7番について証明書を交付いたします。大宅委員は入室し、着席してください。

～大宅委員着席～

議長 はい、それでは1番から地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、2番日宇地区。

6番 6番の浦です。12月24日に北村推進委員と現地確認を行いました。1番、2番とも非農地として問題ありません。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

磯本委員 非農地で問題ありません。

議 長 次に、3番佐世保地区。

7 番 7番川口です。12月7日に事務局、加藤推進委員と現地確認しました。特に問題はありませ  
ん。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

加藤委員 問題ありません。

議 長 次に、4番柚木地区。

8 番 8番小川です。12月22日に宮崎推進委員と確認しました。特に問題はありません。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

宮崎委員 問題ありません。

議 長 次に、5番、6番大野地区。

9 番 9番井手です。12月22日に牟田推進委員と現地確認しました。5番、6番ともに特に問題はあ  
りません。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

牟田委員 問題ありません。

議 長 はい、以上1番から6番の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし。

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第64号議案について証明書を交付することとします。  
次に、第65号議案非農地通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第65号議案非農地通知についてご説明いたします。

今回の非農地通知案件は全部で96筆です。面積は5,190.82㎡となっています。利用状況

調査結果については、山林または原野となっていたものです。ご承認いただけましたら総会終了後、所有者63名に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に対しまして非農地リストを提出する予定です。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この案件についてご意見等がある方はいらっしゃいますか。

1 番 1番有馬です。番号22番の案件について現地確認しましたが、みかんの作付けがなされていません。よって通知書の発出ができないものと考えます。以上です。

議 長 ほかに質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし。

議 長 それでは、採決に入ります。22番を除いて通知書を発出することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第65号議案については、22番を除いて非農地通知を発出することとします。

次に、第66号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第66号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地江上町、地目は登記田、現況田。面積625㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地吉井町吉元22筆、地目は登記田及び畑、現況田及び畑。面積計21,094.44㎡、農用地区域及び農振内白地、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番世知原地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地世知原町北川内2筆、地目は登記畑、現況樹園地。面積計397㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2 番 2番川上です。12月24日に北村推進委員と現地を確認しました。譲渡人が高齢で耕作できなくなることから、近隣の譲受人が購入し耕作されるとのことですので問題はありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 特にありません。

議 長 次に、2番、吉井地区。

1 3 番 13番水口です。12月22日に近藤推進委員と現地を確認しました。親子間の贈与であり問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

近藤委員 特にありません。

議 長 次に、3番、世知原地区。

1 4 番 14番田中です。12月22日に岩佐推進委員と現地を確認しました。これまでどおり茶畑として利用されますので問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

岩佐委員 特にありません。

議 長 この件について、ご意見はありませんか。

委 員 なし。

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第66号議案については許可といたします。  
次に、第67号議案農用地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第67号議案農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。  
利用権の設定は、三川内地区1件、柚木地区1件、吉井地区5件、世知原地区3件、江迎地区3件、鹿町地区9件の計22件の集積です。

また、所有権の移転は、針尾地区1件で、合計23件の計画となっています。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。なお、利用権設定の12番江迎地区の案件が小川憲人推進委員の内容となっておりますので、小川委員には一旦退室していただき、こちらを先行した審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、12番の江迎地区が小川委員に関する案件となっておりますので、先に審議します。小川委員は一時退席願います。

～小川委員一時退席～

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。12番については承認します。小川委員は入室し、着席してください。

～小川委員着席～

議 長 はい、それでは12番を除くほかの案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第67号議案の利用権はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第68号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第68号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区4件申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。ご審議よろしくをお願いいたします。



議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第68号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第69号議案農用地利用配分計画(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第69号議案農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分について、宮地区2件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第68号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

なお、前議案の中間管理機構への集積面積と本議案の配分の面積が相違するのは、宮地区の機構集積案件について、機構集積後基盤整備事業を実施した後に配分するためですので、申し添えます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第69号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、第70号議案佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任の同意について事務局より説明をお願いいたします。

なお、第70号議案については、加藤推進委員に関する案件ですので、加藤推進委員は一時退席をお願いします。

～加藤推進委員一時退席～

事務局 第70号議案佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任の同意についてご説明いたします。

今回、佐世保地区の農地利用最適化推進委員の加藤推進委員から、病気治療が長期に亘ることにより推進委員業務を遂行することが難しいため、本年12月31日をもって辞任する旨の届け出が提出されております。

下段の提案理由でございますが、推進委員の辞任にあつては、農業委員会法第23条の規定に基づき、農業委員会の同意を要するため、今回の総会に議案として提案するものです。

なお、辞任に同意されますと佐世保地区の推進委員が1名欠員となりますが、欠員となる佐世保地区においては、来月1月に募集を行い、2月の総会で決定する予定でございます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 はい、ただいま説明のあった推進委員の辞任に対する同意について、ご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 ご意見等ないようですので、辞任の同意について、ご異議ない農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 挙手多数と認めます。よって第70号議案は提案どおり同意するものとします。

議長 それでは、加藤推進委員は入室してください。

～加藤推進委員着席～

議長 ここで、加藤推進委員より一言、ご挨拶をお願いします。

加藤委員 今回持病が悪化したことにより、長期的な治療が必要となりました。皆様には大変ご迷惑をおかけして申し訳ございません。お世話になりました。ありがとうございました。

議長 私のほうからも一言お礼を申し上げたいと思います。短い間でありましたが、ご尽力いただきありがとうございました。

続きまして、報告事項に移ります。報告1農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成29年11月20日付局長専決事項として日宇地区1件、大野地区1件、相浦、

九十九地区1件、平成29年11月21日付局長専決事項として日宇地区1件、平成29年11月27日付局長専決事項として早岐地区2件、平成29年11月29日付局長専決事項として佐世保地区1件、平成29年12月7日付局長専決事項として皆瀬地区1件、平成29年12月11日付局長専決事項として相浦、九十九地区1件の計9件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告2農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告2農地転用許可不要案件の受理について。江上地区で1件、小佐々地区で1件の計2件を受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告3裁判所及び法務局への農地現況回答について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告3裁判所及び法務局への農地現況回答について。裁判所照会に対して、三川内地区1件について調査を実施し、回答しております。また、中里地区の法務局照会に対しては、申請者に対し、非農地通知の申出を行うよう伝えていたが、その手続きを経ずに法務局へ地目変更登記申請がなされたもので、本来であれば、照会が来た際、現地調査を行い回答することとなるが、農地法上の整理ができるにもかかわらず、それを行っていない状態で回答を行うことは、適正な農地法の運用に支障をきたすこととなるため、調査等については実施しない旨回答しました。以上報告いたします。

議 長 報告4都市計画法に係る開発事前協議開催状況について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告4都市計画法に係る開発事前協議開催状況について。平成29年12月7日に江上地区、日宇地区における案件について、平成29年12月13日に中里地区における案件について、開発事前協議が開催されました。以上報告いたします。

事 務 局 報告5農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。  
農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、三川内地区1件受理しております。  
以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。以上で報告案件も終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事 務 局 **【農地利用最適化アンケート調査票について】**  
農地利用最適化の推進に向け、活動の基礎資料とするため、長崎県下統一してアンケート調査を実施する旨説明。

- 事務局 【違反転用事案報告について】  
針尾東町及び赤木町の違反転用案件に係る報告と、今後の事務手続きについて説明
- 事務局 【宇久地区に計画されているメガソーラー設置にかかる現状報告について】
- 事務局 【平成29年度遊休農地所有者利用意向調査について】
- 事務局 【第20号させば農業委員会だよりの発刊について】
- 事務局 【1月以降の農業委員会業務予定について】
- 議長 ありがとうございます。本日の総会を終了したいと思いますので、副会長からご挨拶をお願いします。
- 副会長 本日は、長時間に亘り慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これもちまして、第7回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。